

令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業効果検証

(単位：円)

No.	担当課	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係	事業始期	事業終期	総事業費	国庫支出金	県支出金	交付金	地方債	一般財源	その他	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	事業効果・検証 ①実施状況・成果（具体的な数値、実績等を踏まえて） ②検証（事業評価）
1	福祉事務所	物価高騰対策等生活支援事業【低所得者世帯給付金】	①コロナ禍における物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい住民税非課税世帯等への支援策として、1世帯あたり3万円の現金支給を行う。 ②事業費 ③令和5年度住民税非課税世帯＝5,287世帯(158,610千円)、その他低所得者世帯(生活保護受給世帯のうち令和5年度住民税課税者を含む世帯)＝10世帯(300千円)、家計急変世帯＝23世帯(690千円) ④令和5年度住民税非課税世帯(令和5年度住民税非課税者のみからなる世帯又は令和5年度住民税非課税者のみからなる世帯と同等の低所得世帯(条例減免により令和5年度住民税が課されていない世帯員を含む世帯など))、家計急変世帯(予期せぬ事情により、令和5年1月1日以降に家計が急変(収入が減少)し、世帯員全員が住民税非課税相当となる世帯)	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.5	R6.3	159,600,000			159,600,000				令和5年度住民税非課税世帯等(合計5,560世帯)に対し、1世帯当たり3万円を支給する。	①対象世帯(5,541世帯)の約96%に相当する5,320世帯に対して給付を実施した。 ②誤給付等のトラブルを発生させることなく、申請受理後概ね1か月以内の支給を実施し、迅速かつ確実な支援を行うことができた。
2	福祉事務所	物価高騰対策等生活支援事業(事務費)	①コロナ禍における物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への負担が大きい住民税非課税世帯等への支援策として、1世帯あたり3万円の現金支給を行うための事務経費。 ②職員手当等(職員手当)、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(郵便料、振込手数料)、委託料(人件費的委託料、国庫補助事業委託料) ③事務費10,267千円 ④令和5年度住民税非課税世帯(令和5年度住民税非課税者のみからなる世帯又は令和5年度住民税非課税者のみからなる世帯と同等の低所得世帯(条例減免により令和5年度住民税が課されていない世帯員を含む世帯など))、家計急変世帯(予期せぬ事情により、令和5年1月1日以降に家計が急変(収入が減少)し、世帯員全員が住民税非課税相当となる世帯)	④-Ⅳ. コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	R5.5	R6.3	8,551,681			8,551,000		681		令和5年度住民税非課税世帯等(合計5,560世帯)に対し、1世帯当たり3万円を支給する。	①対象世帯(5,541世帯)の約96%に相当する5,320世帯に対して給付を実施した。 ②誤給付等のトラブルを発生させることなく、申請受理後概ね1か月以内の支給を実施し、迅速かつ確実な支援を行うことができた。
3	子ども未来課	私立保育等給食費支援事業	①新型コロナウイルス感染症による原油価格・物価高騰等の影響を受けた私立保育所等に対し、給食に係る材料費高騰分を助成することにより、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施を図る。 ②県補助金に対する市負担分の補助金 ③対象数:7施設(私立保育所等) 単価(主食+副食)1,050円・(副食のみ)630円×児童数(年間)を上限とし、R3年度とR5年度の差額を補助 1,050円×400人×12月＝5,040,000円 630円×590人×12月＝4,460,400円 5,040,000円+4,460,400円＝9,500,400円 県補助金:4,750,000円(1/2) 市負担分:4,750,400円(1/2) ④私立保育所及び認定こども園(地方裁量型)	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.4	R6.3	7,290,000		3,645,000	3,645,000				私立保育所等に990人分の給食に係る材料費高騰分9,500千円を補助する。	①私立保育所等に給食に係る材料費高騰分7,290,000円を補助した。 ②補助金を出すことで、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食を実施できた。
4	子ども未来課	公立保育所給食費支援事業	①新型コロナウイルス感染症による原油価格・物価高騰等の影響を受けた公立保育所等に対し、給食水準の維持及び給食に係る材料費高騰分が保護者負担とならないよう補助する。 ②公立保育所のR3年度とR5年度の給食に係る材料費の差額 ③200円(R3とR4との差額に物価上昇率140%を加味し200円に設定)×400人×12月＝960,000円 ④保護者	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.4	R6.3	2,424,114			960,000		1,464,114		公立保育所に400人分の給食に係る材料費高騰分960千円を補助する。	①公立保育所に給食に係る材料費高騰分2,424,114円を補助した。 ②補助金を出すことで、給食水準の維持及び給食に係る物価高騰分が保護者の負担にならないようにできた。
5	教育課	学校給食費高騰分補助事業(R5.6月補正分)	①コロナ禍における学校給食用物資の価格高騰に伴う給食水準の維持と保護者の負担軽減 ②値上がり幅が著しい給食に係る材料費等の値上がり分を補助する。 ③給食用牛乳等値上がり額1回あたり6円 児童2,600人×6円×190回＝2,964,000円 うち就学援助等475人×6円×190回＝541,500円(一般財源) 生徒1,259人×6円×190回＝1,435,260円 うち就学援助等288人×6円×190回＝328,320円(一般財源) ④朝倉市立小中学校給食会計管理者	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.4	R6.3	4,396,272			3,474,000		922,272		朝倉市立各学校給食会計管理者に4,400千円(100%)を補助する。	①値上がり幅が著しい給食に係る材料費等の値上がり分の補助を行った。 ②年度途中に給食費の値上げを行わず、給食を実施することが出来たため、保護者の経済的負担軽減に繋がった。
6	商工観光課	キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン事業	①コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者への支援として、キャッシュレス決済利用時にポイントを付与し、地域経済の活性化を図る。また、非接触型の決済システムを普及させる。 ②キャンペーン業務委託料(ポイント付与費用を含む) ③ポイント還元費用130,000千円+広告費1,560千円+運営費1,100千円+手数料4,090千円+消耗品等250千円＝(業務委託料)137,000千円 ④キャッシュレス決済事業者、大手チェーンを含む市内加盟店、キャッシュレス決済利用者	④-Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	R5.6	R6.3	110,933,904			110,933,000			904	総額130,000千円分のポイントを還元する。	①総額110,751,909円のポイントを還元した。 ②コロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者への支援として地域経済の活性化を図ることができた。

No.	担当課	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係	事業始期	事業終期	総事業費							成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	事業効果・検証 ①実施状況・成果（具体的な数値、実績等を踏まえて） ②検証（事業評価）
								国庫支出金	県支出金	交付金	地方債	一般財源	その他		
7	商工観光課	朝倉市エネルギー等高騰対策事業者支援金	① 新型コロナウイルス感染症によるエネルギー等の価格高騰の影響を受けた市内中小企業へ補助金を交付し、負担を軽減する。 ② 補助金 29,800千円（100件分）＋消耗品費（紙代、宛名ラベル、振込用DVD 等）120千円＋コピー料 60千円（20 千円×3ヶ月）＋郵便代9千円（84円×100件）＋振込手数料 11千円（110円×100件）＝30,000千円 ③ 令和4年11月から令和5年3月までに事業の用に供するために使用した電気・ガス・ガソリン・灯油等に係る経費とし、支援金の額は、対象経費ごとに設定した上昇単価に使用量を乗じて得た額の合計額の2分の1以内 ④ (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者 (2) 令和5年3月31日以前から、市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有する者。	④-Ⅲ. 新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等	R5.6	R6.3	16,116,314			16,116,000		314		100事業者に補助金30,000千円を交付する	①132事業者へ15,876,000円を支援した。 ②コロナ禍において、エネルギー価格高騰の影響を受け経営環境が悪化している市内中小企業等を支援することができた。
8	農業振興課	肥料価格高騰対策事業	①新型コロナウイルス感染症の拡大に起因した肥料価格の高騰による農業経営への影響を軽減するため、肥料の購入経費を支援する。 ②(国・県)肥料高騰緊急対策事業の対象経費である、令和4年11月から令和5年5月までに注文した肥料価格の上昇分に、5%を上限として上乗せする ③肥料価格高騰分300,000千円(想定)×5%＝15,000千円 ④農業協同組合、肥料販売店、農業者	④-Ⅱ. エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.6	R6.3	3,677,579			3,677,000		579		農業協同組合、肥料販売店、農業者に購入経費15,000千円(100%)を補助する。	①肥料販売店及び農業者へ31件の支援を行った。 ②コロナ禍において、価格が高騰している肥料の購入経費を支援することで、農業経営への影響を軽減することができた。
9	防災交通課	甘木鉄道燃油・物価等高騰対策支援金	①コロナ禍において、電気料、物価、燃油代が高騰しているため、燃油・物価等の高騰分の差額を支援金として甘木鉄道(株)に交付する。 ②支援金 ③Ⅰ 燃油高騰対策 (1)R4年度年間軽油単価78.39円、(2)5年間平均軽油単価 56.85円(H28～R2年度)、(3)5年間平均年間軽油購入量224,800ℓ(H28～R2年度)、(4)支援金(上限額) 2,400千円≒差額21.54円×224,800ℓ×1/2※100千円未満切捨、(5)市支援金 1,328千円＝55.34%×2,400千円※1千円未満切捨 Ⅱ 電気料高騰対策 (a)R1～3年度平均年間電気料5,952千円、(b)R1～3年度平均年間使用量212,416kwh、(c)3か年間の平均単価 a/b＝28.02円/kwh当、(d)R4年度の平均単価 32.36円/kwh当、(e)単価差額 4.34円＝d)32.36円－c)28.02円、(f)支援金(上限額) 460千円≒(b)212,416kwh×(e)4.34円×1/2※100千円未満切捨、(g)市支援金254千円≒(f)460千円×55.34% ※1千円未満切捨 Ⅲ物価高騰対策 (7)全般検査R3実績、R5内示差額4,693,290円、(4)重要部検査R3実績、R5内示差額1,552,980円、(7)差額合計6,246,270円、(1)支援金(上限額)340千円≒(7)6,246,270円×1/9(甘鉄負担割合)×1/2 ※100千円未満切捨、(オ)市支援金188千円≒340千円×55.34% ※1千円未満切捨 市支援金計 1,770千円＝(Ⅰ)1,328千円＋Ⅱ 電気料254千円＋Ⅲ物価188千円 ④甘木鉄道（沿線自治体の協調補助）	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	R5.9	R6.2	1,582,000			1,582,000				鉄道事業者1社に1,770千円(100%)を補助する。	①甘木鉄道(株)に対して、燃油・物価等高騰対策支援金(1,582,000円)を交付した。 ②燃油・物価等高騰の影響により、運賃収入が大きく減少している甘木鉄道(株)に対して、燃油・物価等高騰対策支援金を交付することで、鉄道事業の維持を図ることができた。
10	防災交通課	路線バス事業者燃油・物価等高騰対策支援金	①コロナ禍において、燃油が高騰しているため、路線バス事業者等へ、燃油高騰分の一部を支援金として交付する。 ②支援金 ③路線バス 1,840千円(120千円/台、1路線上限1,000千円) ・甘木観光バス3路線6台×120千円＝720千円、西鉄バス久留米1路線1台×120千円＝120千円、西鉄1路線15台×120千円＝1,000千円※上限1,000千円) ④路線バス事業者	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	R5.9	R6.2	1,840,000			1,840,000				路線バス事業者3社に1,840千円(100%)を補助する。	①路線バス事業者3社に対して、燃油高騰対策支援金(1,840,000円)を交付した。 ②燃油価格高騰の影響を受けた交通事業者に対し、当該支援金を交付することで、市内の交通の維持を図ることができた。
11	防災交通課	あいのリタクシー・コミュニティバス運行業務委託燃料費高騰分支援事業	①市が委託しているあいのリタクシー(コミュニティバス含)の運行事業者の経営は、コロナ禍における燃油高騰等、一層厳しさを増している。このような中、市民の移動手段を維持・確保するため、燃油高騰分を支援する。 ②支援金 ③燃料費高騰分:791千円(走行距離:1,000～10,000km＝18千円、10,001～20,000km＝43千円、20,001km以上＝51千円) ・18千円×3台＝54千円、43千円×2台＝86千円、51千円×1台＝51千円、120千円×5台＝600千円 ④市委託事業者(3社)	④-Ⅰ. 原油価格高騰対策	R5.9	R6.2	326,000			326,000				路線バス事業者3社に791千円(100%)を補助する。	①コミュニティバス運行事業者1社に対して、燃油高騰対策支援金(326,000円)を交付した。 ②燃油価格高騰の影響により、事業継続が厳しい状況にあるコミュニティバス運行事業者に対し、当該支援金を交付することで、市内の交通の維持を図ることができた。

No.	担当課	交付対象事業の名称	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	経済対策との関係	事業始期	事業終期	総事業費							成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	事業効果・検証 ①実施状況・成果 （具体的な数値、実績等を踏まえて） ②検証（事業評価）
								国庫支出金	県支出金	交付金	地方債	一般財源	その他		
12	介護サービス課	介護サービス事業所等に対する物価高騰対策支援事業	①長期化するコロナ禍に加え、原油価格・物価高騰の影響を受けている介護事業所等を支援することで、事業所の負担を軽減し、継続したサービス供給に寄与することを目的とする。 ②補助金 ③入所系施設等：高圧25,900円/人、低圧17,500円/人 通所系施設等：高圧12,200円/人、低圧8,000円/人 訪問系施設等：高圧54,400円/事業所、低圧27,800円/事業所 ・入所系施設（高圧）73人×25,900円＝1,890,700円、入所系施設（低圧）54人×17,500円＝945,000円、通所系施設（高圧）28人×12,200円＝341,600円、通所系施設（低圧）109人×8,000円＝872,000円、訪問系施設（高圧）10事業所×54,400円＝544,000円、訪問系施設（低圧）9事業所×27,800円＝250,200円 合計4,843,500円 県が県所管のサービス事業所等に支援する交付金の額に準じた額 ④市所管の介護サービス事業者等（33事業所）	④－Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.9	R5.12	4,499,800			4,499,000			800	介護サービス33事業所等へ4,844千円（100%）を補助する。	①市所管の介護サービス事業所に事業形態に応じた補助をした。 ②介護事業所等を支援することで、事業所の負担を軽減し、安定したサービス供給に寄与することができた。
13	子ども未来課	私立保育所等のエネルギー価格高騰対策支援事業	①コロナ禍における物価高騰対策として、私立保育所等のエネルギー価格（電気料金）高騰分を助成することにより、安定した保育の実施を図る。 ②電気料金：県補助金に対する市負担分の補助金 ③電気料金：対象数：5施設（私立保育所）※高圧で受電している施設・児童1人当たり年額2,900円×815人（利用定員）＝2,363,500円（県補助金：1,181,000円 市負担分：1,182,500円） ④私立保育所・認定こども園（地方裁量型）	④－Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.4	R5.9	2,363,500		1,181,750	1,181,000			750	私立保育所等5施設にR3とR5年度の差額2,364千円（100%）を補助する。	①私立保育所等5施設にR3年度とR5年度の差額2,363,500円を補助した。 ②補助金を出すことで、物価高騰による各施設の負担を軽減し、安定した保育を実施することができた。
14	農業振興課	朝倉市畜産経営緊急支援事業	①コロナ禍における畜産物消費の減少や、世界的な海運輸送の悪化により輸入飼料等の価格が高騰しているため、畜産農家の安定的な生産出荷の維持を図るため支援を行う。 ②乳用牛 1頭当たり 8,400円 肉用牛 1頭当たり 8,400円 養豚 10頭当たり 7,300円 採卵鶏 100羽当たり 5,100円 ③乳用牛 24農家 14,070千円 肉用牛 6農家 5,030千円 養豚 2農家 1,890千円 採卵鶏 3農家 1,610千円 合計22,600千円 ④市内の畜産（乳用牛、肉用牛、養豚、採卵鶏）を営む35農家	④－Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.9	R5.12	20,572,500			20,572,000			500	朝倉市の35畜産農家に22,600千円（100%）を補助する。	①市内の畜産（乳用牛23農家、肉用牛6農家、養豚2農家、採卵鶏3農家）を営む農家に対し、支援を行った。 ②コロナ禍において、経営がひっ迫している畜産農家に対し支援を行うことで、経営安定につながった。
15	教育課	学校給食費高騰分補助事業（R5当初予算分）	①コロナ禍における学校給食用物資の価格高騰に伴う給食水準の維持と保護者の負担軽減する。 ②学校給食費の値上げに伴う保護者負担分を補助する ③R5学校給食費値上げ分 児童1人当たり300円 児童2,603人×300円×11月＝8,589,900円 （うち就学援助等475人×300円×11月＝1,567,500円） 生徒1人当たり400円 生徒1,301人×400円×11月＝5,724,400円 （うち就学援助等288人×400円×11月＝1,267,200円） ④朝倉市立小中学校に在籍している児童生徒の保護者	④－Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.4	R6.3	14,204,506			5,164,000			9,040,506	朝倉市立小中学校に在籍している児童生徒（3,904人）の保護者に14,315千円（100%）を補助する。	①学校給食費の値上げに伴う保護者負担分の補助を行った。 ②保護者負担分の値上げを行わず、給食を実施することが出来たため、保護者の経済的負担軽減に繋がった。
16	環境課	ゼロカーボン推進補助事業	①コロナ禍において原油価格・物価高騰に直面する生活者へ支援するため、ゼロカーボン推進に係る購入経費を補助し、負担軽減を行う。 ②補助金 ③・太陽光発電100件＝6,200千円 ・電気自動車70件＝4,200千円 ・電気自動車充電設備50件＝3,100千円 ・ZEH10件＝2,000千円 ④市民	④－Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.4	R6.3	4,843,000			4,451,000				392,000	市民へゼロカーボン推進補助金230件、15,500千円（100%）を補助する。 ②ゼロカーボンへ向けた設備の導入負担を軽減することができ、併せて、その後の電気やガソリン料金の負担軽減を図ることができた。
17	防災交通課	防犯灯設置補助事業	①コロナ禍において、物価高騰の影響を受ける自治会を支援するため、施設の蛍光灯や防犯灯などのLED化補助を行うことで、省エネを推進し、自治会の負担軽減を行う。 ②補助金 ③設置及び更新単価 5千円～30千円 ・5千円×220件＝1,100千円、10千円×66件＝660千円、30千円×8件＝240千円 ④市民、市民団体	④－Ⅱ．エネルギー・原材料・食料等安定供給対策	R5.4	R6.3	1,340,000			1,340,000				市民、市民団体294件へLED化補助金2,000千円（100%）を補助する。	①市民団体から197件の申請があり、全て補助することができた。補助金総額1,465,000円 ②市民団体が行うLED防犯灯の設置、更新に対し補助金を交付することで、地域の安全確保及び犯罪防止を図ることができた。
							364,561,170	－	4,826,750	347,911,000	－	11,431,420	392,000		